

2019年度 寄付金振込に関するご報告

目次

1. [寄付実施時期と金額の報告](#)
2. [寄付を行うにあたっての事前確認事項のご説明](#)
 - 2-1. 寄付に関する覚書の遵守状況
 - 2-2. 財政状況

- 添付別紙① 寄付に関する覚書における社会福祉法人筑波会/筑波愛児園との締結事項（抜粋）
添付別紙② 寄付に関する覚書における社会福祉法人鳥取こども学園との締結事項（抜粋）
添付別紙③ 寄付に関する覚書における社会福祉法人広島新生学園との締結事項（抜粋）
添付別紙④ 施設概要（筑波会、鳥取こども学園、広島新生学園）

1. 寄付実施時期と金額の報告 (社会福祉法人筑波会/愛児園)

2014年1月、皆様のご支援のお陰で、私たちLiving in Peaceが支援をしている筑波愛児園は、子ども達が住む全ての居住空間を、一人ひとりの子どもに個室があり、一つひとつの家に玄関があつて台所もある、小舎制ユニットに建て替えることができました。

そして、2015年5月より、上記建て替えのために筑波愛児園が行った借入金の返済が開始されたことに伴い、寄付プログラムChance Maker（以下、Chance Maker）にご登録頂いている皆様から頂いてきた寄付を用いて、筑波愛児園への支援を開始しました。

2019年の振り込み（約400万円）に際し、改めて、Chance Makerの仕組みをご説明させていただきます。筑波愛児園の建て替えには、総額約4億円かかり、そのうち、約2.8億円を国からの補助金、0.8億円を独立行政法人である福祉医療機構からの借入金で調達し、残りの約0.4億円については、筑波愛児園が自己資金より捻出致しました。

チャンスメーカーの皆様から頂いているご寄付は、上記の借入金の返済のために使われます。福祉医療機構からの借入金の返済期間は15年間ですが、2013年4月1日¹からの最初の2年間は支払を留保されているため、筑波愛児園は、2015年5月から2028年5月までの約13年間にわたって、年約600万円を返済することとなっております。その600万円のうち、約200万円は筑波愛児園が自己調達にて返済するため、残りの約400万円をChance Makerにて返済致します。最終的には0.8億円の借入の内、総額約0.5億円をChance Makerにて返済致します。（表.1）

(社会福祉法人鳥取こども学園)

2015年4月、Living in Peace は、社会福祉法人鳥取こども学園（以下、鳥取こども学園）の児童心理治療施設²：鳥取こども学園希望館（以下、希望館）の建て替えを支援することを正式決定致しました。

そして、2015年7月より、上記建て替えのために鳥取こども学園が行った借入の返済が開始されたことに伴い、Chance Makerにご登録頂いている皆様から頂いてきた寄付を用いて、鳥取こども学園への支援を開始しました。

児童心理治療施設の建て替えには、総額約2.6億円がかかり、そのうち、約1.9億円を国などからの補助金、0.5億円を独立行政法人である福祉医療機構からの借入金で調達し、残りは鳥取こども学園が自己資金から捻出致しました。

チャンスメーカーの皆様から頂いている寄付の一部は、上記の借入金の返済のために使われます。福祉医療機構からの借入金の返済は2015年7月より始まり、2030年までの15年間にわたって、毎年約330万円を返済予定です。330万円の内、約60万円は鳥取こども学園が自己調達するため、残りの約270万円をChance Maker から寄付致します。最終的には0.5億円の借入の内、総額0.4億円をChance Makerにて返済致します。（表.1）

¹ 福祉医療機構より借入金の資金交付を受けた年月

² 児童心理治療施設は、児童福祉法に定められた児童福祉施設で、心理的問題を抱え日常生活の多岐にわたる支障をきたしている子どもたちに、医療的な観点から生活支援を基盤とした心理治療を中心に、学校教育との緊密な連携による総合的な治療・支援を行う施設です。

引用：全国児童心理治療施設協議会HP
<http://zenjishin.org/>

（社会福祉法人広島新生学園）

2017年9月、Living in Peace は、社会福祉法人広島新生学園（以下、広島新生学園）の児童養護施設及び児童心理治療施設³：広島新生学園（以下、新生学園）の建て替えを支援することを正式決定致しました。

そして、2019年4月より、上記建て替えのために広島新生学園が行った借入の返済が開始されたことに伴い、Chance Makerにご登録頂いている皆様から頂いてきた寄付を用いて、広島新生学園への支援を開始しました。

児童心理治療施設の建て替えには、総額約8億円がかかり、そのうち、約4.9億円を国などからの補助金、2.7億円を独立行政法人である福祉医療機構からの借入金で調達し、残りは広島新生学園が自己資金から捻出致しました。

チャンスメーカーの皆様から頂いている寄付の一部は、上記の借入金の返済のために使われます。福祉医療機構からの借入金の返済は2018年4月より始まり、2037年までの17年間にわたって、毎年約1,400万円を返済予定です。1,400万円の内、約1,170万円は広島新生学園が自己調達するため、残りの約230万円をChance Maker から寄付致します。最終的には2.7億円の借入の内、総額約0.4億円をChance Makerにて返済致します。（表.1）

お陰様でこれまでに頂いた寄付金は、2019年12月末にて累計9,800万円を突破致しました。また、2019年4月より広島新生学園への支援も始まり、これまでに Living in Peace が支援先（筑波愛児園、鳥取こども学園ならびに広島新生学園）に対して支援した累計寄付金額は約3,500万円に達しました。Living in Peaceが支援先（筑波愛児園、鳥取こども学園ならびに広島新生学園）に対して約束している金額は総額約 13,100 万円のため、まだまだ不足しておりますが、当座の支払のための資金は確保できております。改めまして、チャンスメーカーの皆様には、心より御礼申し上げます。

今後は、筑波愛児園、鳥取こども学園ならびに広島新生学園の抱える借入金について、繰上償還等も検討いただくとともに、より良い養育環境への改善を全国に波及するように活動していきます。引き続き、皆様からの寄付を効果的かつ効率的に活用させていただきます。

社会的養護のもと、全国の約600の児童養護施設では、約3万人の子どもたちが暮らしています。また、その他の児童福祉施設では、例えば、約130の乳児院で約4,000人が、約50の児童心理治療施設で約2,000人の子どもたちが暮らしています。私たちLiving in Peaceは、チャンスメーカーの皆様と共に、社会的養護のもとに暮らす子どもたちに必要な支援を行ってまいります。引き続きのご支援を、どうぞよろしくお願い致します。

³ 児童心理治療施設は、児童福祉法に定められた児童福祉施設で、心理的問題を抱え日常生活の多岐にわたり支障をきたしている子どもたちに、医療的な観点から生活支援を基盤とした心理治療を中心に、学校教育との緊密な連携による総合的な治療・支援を行う施設です。

引用：全国児童心理治療施設協議会HP
<http://zenjishin.org/>

(表.1)

(単位：円)

施設名	支援期間	支援総額	支払済額 ()内は19年	支払予定額 (19年12月末現在)
筑波愛児園	2015/4～2028/5	50,000,002	19,230,770 (3,846,145)	30,769,232
鳥取こども学園	2015/6～2029/6	40,000,000	13,875,000 (2,750,000)	26,125,000
広島新生学園	2019/4～2036/10	41,000,000	2,308,000 (2,308,000)	38,692,000
合計		131,000,002	35,413,770 (8,904,154)	95,586,232

[目次へ戻る](#)

2. 寄付を行うにあたっての事前確認事項のご説明

2-1. 寄付に関する覚書の遵守状況

添付別紙①寄付に関する覚書における社会福祉法人筑波会/筑波愛児園とLiving in Peaceの締結事項（抜粋）を確認した結果、大きな問題は発見されませんでした。

添付別紙②寄付に関する覚書における社会福祉法人鳥取こども学園とLiving in Peaceの締結事項（抜粋）を確認した結果、大きな問題は発見されませんでした。

添付別紙③寄付に関する覚書における社会福祉法人広島新生学園とLiving in Peaceの締結事項（抜粋）を確認した結果、大きな問題は発見されませんでした。

2-2. 財政状況

社会福祉法人筑波会/筑波愛児園の2019年3月期財政状況に関するヒアリング、それに付随する証憑などのレビューを行いました。異常点は発見されませんでした。

社会福祉法人鳥取こども学園の2019年3月期財政状況に関するヒアリング、それに付随する証憑などのレビューを行いました。異常点は発見されませんでした。

社会福祉法人広島新生学園の2019年3月期財政状況に関するヒアリング、それに付随する証憑などのレビューを行いました。異常点は発見されませんでした。

[目次へ戻る](#)

添付別紙①

寄付に関する覚書における社会福祉法人筑波会/筑波愛児園とLiving in Peaceの締結事項（抜粋）

- (1) 筑波愛児園からLiving in Peaceへの提出資料
 - ① 東京都民間児童養護施設等措置費の交付申請書及びその添付資料の内、Living in Peaceが指定するもの
 - ② 当初予算、補正予算及び最終補正予算書
 - ③ 措置費申請の根拠となる支出明細書
 - ④ 貸付金残高証明書
 - ⑤ 監事及び外部専門家による監査済みの事業決算報告書
(財産目録、貸借対照表、事業活動収支計算書、事業活動収支内訳書、事業活動収支計算書、資金収支計算書及び資金収支計算内訳書)
 - ⑥ 事業報告書
 - ⑦ 東京都における福祉サービス第三者評価の結果

- (2) 社会福祉法人筑波会/筑波愛児園からLiving in Peaceへの報告事項
 - ① ある半期における支出合計額が、事前に提出された予算の支出予定額の120%以上となった場合
 - ② 愛児園の職員が半年の間に多数（全体の3割以上）退職した場合
 - ③ 愛児園の施設長の変更があった場合
 - ④ 筑波会の理事の変更があった場合
 - ⑤ 愛児園における事件、事故、災害その他児童の安全が害されるおそれのある事態が発生した場合
 - ⑥ 筑波会が取引先金融機関から融資の拒絶を受けた場合
 - ⑦ 筑波会において、労務問題が発生した場合
 - ⑧ 筑波会又は愛児園において、重要な訴訟が発生した場合
 - ⑨ 行政機関・司法機関による筑波会又はその職員に対する処分、勧告、指導又は通知があった場合
 - ⑩ 次条第1項に定める事由が発生した場合又は発生するおそれがある場合
 - ⑪ 前各号のほか、LIPが筑波会及び愛児園のモニタリングのために必要に応じて報告を求めた場合

添付別紙②

寄付に関する覚書における鳥取こども学園と Living in Peace の締結事項（抜粋）

- (1) 鳥取こども学園から Living in Peace への提出資料
 - ①鳥取県民間児童福祉施設等措置費の交付申請書及びその添付資料の内、LIPが指定するもの
 - ②当初予算、補正予算及び最終補正予算書(半期別)
 - ③措置費申請の根拠となる支出明細書(半期別)
 - ④貸付金残高証明書
 - ⑤監事及び外部専門家(監査法人、税理士法人、公認会計士又は税理士等)による監査済みの事業決算報告書
(財産目録、貸借対照表、事業活動収支計算書、事業活動収支内訳書、資金収支計算書及び資金収支計算内訳書)
 - ⑥事業報告書
 - ⑦税務申告書
 - ⑧履歴事項全部証明書
 - ⑨定款
- (2) 鳥取こども学園から Living in Peace への報告事項
 - ①希望館の職員が半年の間に多数(全体の3割以上)退職した場合
 - ②希望館の館長の変更があった場合
 - ③鳥取こども学園の理事の変更があった場合
 - ④希望館における事件、事故、災害その他児童の安全が害されるおそれのある事態が発生した場合
 - ⑤鳥取こども学園が取引先金融機関から融資の拒絶を受けた場合
 - ⑥鳥取こども学園において、労務問題が発生した場合
 - ⑦鳥取こども学園又は希望館において、重要な訴訟が発生した場合
 - ⑧行政機関・司法機関による鳥取こども学園又はその職員に対する処分、勧告、指導又は通知があった場合
 - ⑨前各号のほか、LIPが鳥取こども学園及び希望館のモニタリングのために必要に応じて報告を求めた場合

添付別紙③

寄付に関する覚書における広島新生学園と Living in Peace の締結事項（抜粋）

- (1) 広島新生学園から Living in Peace への提出資料
 - ①鳥取県民間児童福祉施設等措置費の交付申請書及びその添付資料の内、LIPが指定するもの
 - ②当初予算、補正予算及び最終補正予算書(半期別)
 - ③措置費申請の根拠となる支出明細書(半期別)
 - ④貸付金残高証明書
 - ⑤監事及び外部専門家(監査法人、税理士法人、公認会計士又は税理士等)による監査済みの事業決算報告書
(財産目録、貸借対照表、事業活動収支計算書、事業活動収支内訳書、資金収支計算書及び資金収支計算内訳書)
 - ⑥事業報告書
 - ⑦広島県における福祉サービス第三者評価の結果
 - ⑧税務申告書
 - ⑨履歴事項全部証明書
 - ⑩定款
- (2) 広島新生学園から Living in Peace への報告事項
 - ①新生学園の職員が半年の間に多数(全体の3割以上)退職した場合
 - ②新生学園の施設長の変更があった場合
 - ③広島新生学園の理事の変更があった場合
 - ④新生学園における事件、事故、災害その他児童の安全が害されるおそれのある事態が発生した場合
 - ⑤広島新生学園が取引先金融機関から融資の拒絶を受けた場合
 - ⑥広島新生学園において、労務問題が発生した場合
 - ⑦広島新生学園又は新生学園において、重要な訴訟が発生した場合
 - ⑧行政機関・司法機関による広島新生学園又はその職員に対する処分、勧告、指導又は通知があった場合
 - ⑨前各号のほか、LIPが広島新生学園及び新生学園のモニタリングのために必要に応じて報告を求めた場合

添付別紙③ 施設概要

【筑波愛児園を運営する法人の概要】

法人名 社会福祉法人筑波会
住所 茨城県つくば市前野308番5
代表者名 理事長 宮田 浩明
連絡先 TEL : 029-869-6001 FAX : 029-869-6002

《法人実施事業》

代表者名 施設長 小林 弘典
児童養護施設 筑波愛児園
住所 茨城県つくば市前野308番5
連絡先 TEL : 029-869-6001 FAX : 029-869-6002
定員 40名

地域小規模児童養護施設 筑波愛児園第一分園「つくしホーム」

住所 茨城県つくば市大曾根2758番地2
連絡先 TEL/FAX : 029-875-9350
定員 6名

【法人の概要】

法人名 社会福祉法人鳥取こども学園
住所 鳥取県鳥取市立川町5丁目417番地
代表者名 理事長 藤野 興一
TEL (0857)22-4206 FAX (0857)23-0242

【法人の概要】

法人名 社会福祉法人広島新生学園
住所 広島県東広島市西条町田口391番2
代表者名 理事長 上栗 哲夫
TEL (082)425-1378 FAX (082)425-1395

敬具